

令和5年度 福島県立聴覚支援学校幼稚部入学者募集要項

福島県立聴覚支援学校

令和5年度の福島県立聴覚支援学校の本校と分校の幼稚部の幼児の募集及び入学者の選考は、この要項の定めるところにより実施する。

1 入学者募集

(1) 出願資格

満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児で、聴覚に障がいのある者等のうち、対象となる地域の各校の教育相談を受けた者とする。

(2) 募集定員

3歳児（平成31年4月2日生まれ～令和2年4月1日生まれ）	5名程度
4歳児（平成30年4月2日生まれ～平成31年4月1日生まれ）	5名程度
5歳児（平成29年4月2日生まれ～平成30年4月1日生まれ）	5名程度

(3) 募集区域

募集の区域は、主に以下のとおりとする。

本校（郡山市）	： 県中地区	県南地区
福島校（福島市）	： 県北地区	相双地区北部（相馬地方）
会津校（会津若松市）	： 会津地区	南会津地区
平校（いわき市）	： いわき地区	相双地区南部（双葉地方）

2 出願方法

(1) 出願書類

- ① 入学志願書（様式1） 1通
- ② 医師の診断書または他機関での最新の聴力検査結果（オーディオグラムの写し等）1通

(2) 出願期間

令和4年10月3日（月）から令和4年11月30日（水）までとする。受付時間は、午前9時から午後4時までとする。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

(3) 出願先

福島県立聴覚支援学校長に「入学志願書」（様式1）を出願する。

持参し出願する場合は、出願先の各校（「6 問い合わせ先」参照）へ提出する。

郵送で出願する場合は、書留（簡易書留も可）として、各校（「6 問い合わせ先」参照）へ郵送する（消印有効）。

(4) 出願の取り消し

出願を取り消す場合は、出願期間内に出願取消届（様式2）を直接、各校（「6 問い合わせ先」参照）へ提出する。

3 選考方法

(1) 選考内容

選考は、出願書類、教育相談の内容を基に、総合的に判断して決定する。

(2) 選考場所

出願先の各校（「6 問い合わせ先」参照）において行う。

(3) 選考結果の発表

福島県立聴覚支援学校長は、出願後1カ月を目安として、保護者へ選考結果通知書（様式3）にて選考結果を通知する。なお、結果についての電話、FAXでの問い合わせには応じない。

(4) 入学辞退の手続き

入学を辞退する場合は、選考結果通知書（様式3）を受け取った後、1週間を目安として入学辞退届（様式4）を直接、各校（「6 問い合わせ先」参照）へ提出する。

4 教育相談

(1) 入学を希望する者は、入学志願書提出時まで、各校（「6 問い合わせ先」参照）で教育相談を受けるものとする。

(2) 期日等については、事前に各校（「6 問い合わせ先」参照）に問い合わせること。

5 その他

(1) 出願書類により入学を希望する者から取得した個人情報、本関連業務以外には使用しない。

(2) 出願期間以外で入学の希望があった場合については、随時出願を受け付け、入学を認めることができるものとする。受付時間は、上記2-(2)のとおりとする。

6 問い合わせ先

福島県立聴覚支援学校

本校(郡山市) : 郡山市大槻町字西ノ宮西32番地 電話 024-951-2081

福島県立聴覚支援学校

福島校(福島市) : 福島市森合町6番34号 電話 024-531-5013

福島県立聴覚支援学校

会津校(会津若松市) : 会津若松市一箕町大字鶴賀字下柳原102番地 電話 0242-22-1286

福島県立聴覚支援学校

平校(いわき市) : いわき市平馬目字馬目崎61番地 電話 0246-34-2202